

セクハラ・アカハラ防止策に関するアンケート結果について－2009年度 福井県立大学ハラスメント等人権問題委員会

1. アンケートの目的

学生・院生が本学のハラスメント防止の取組み内容についてどの程度認知しているか等を調査し、今後の対策に役立てること。

チェックシートの内容のアンケートとし、それに回答する作業を通して、ハラスメント問題とそれに対する本学の対策の概要の理解を促進する(今後も継続的に実施することにより理解浸透度の進展状況を観察できる)。

2. アンケートの特徴

具体的な被害の発見やそれへの直接的な対処が目的ではないので、「被害を受けたことがありますか」ではなく、「被害を受けたと感じたことがありますか」という問いにした。また、用紙の末尾に以下のような断り書きを置いた。

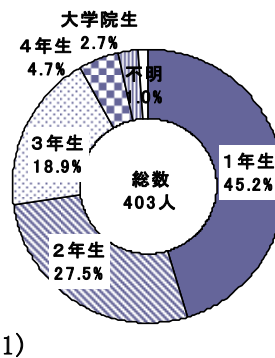
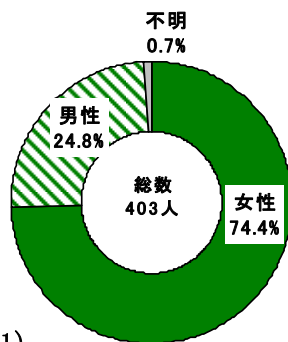
「このアンケートでは具体的な被害の相談や訴えを受けつけることはできません。困っておられる方、悩んでおられる方は、ぜひ一度相談員にご連絡ください。」

実施時期:2009年10月。 **回収方法:**後期オリエンテーション会場で出席者に配布。回答者は会場に設置した箱と事務室カウンター近くに設置した箱のどちらかに期日までに投函するという方法。

<解説>

09年度の回収数は403人で無効回答はなかった。前回08年度の回収数は276人、無効回答4人であったことから、今年度回答した学生数が大幅に増加した。これは主に回収方法を変えたことによるものと考えられる。回収方法は調査票を配布した会場と事務室の2カ所に設置した回収箱に投函する方法を採ったが、前年度は事務室の回収箱に投函することを勧め、09年度は回答者の便宜をはかり配布会場での提出を推奨したため、回収率が上がったと言える。

Q1 あなたの性別と学年をお答え下さい(答えたくない場合はとばして次に進んでください)。

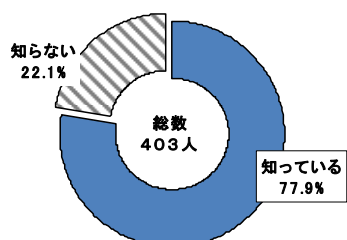


<解説>

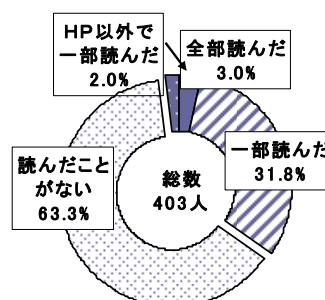
昨年同様、女性4分の3、男性4分の1という比率であった。学部では1年生、2年生、3年生、4年生の順に回収数が減少していた。これは後期オリエンテーションの出席率による相違と言える。特に、4年生は後期オリエンテーションを実施しない学科があることに関係している。

Q2 本学ではセクハラやアカハラなどの人権侵害を防止し、被害者を救済するための対策を定めて、そのための相談員や「ハラスメント等人権問題に関する委員会」(以下、このアンケートでは、当委員会といいます)を設置しています。あなたはそのことを今まで知っていましたか。

Q3 本学では Q2 の対策のためにホームページに「人権侵害の防止等に関する宣言(人権ポリシー)」、「ハラスメントの防止等に関する規程」、「ハラスメントの防止等に関する指針」を掲載しています。あなたはそれらを読んだことがありますか。



セクハラ・アカハラ等防止委員会の存在(Q2)



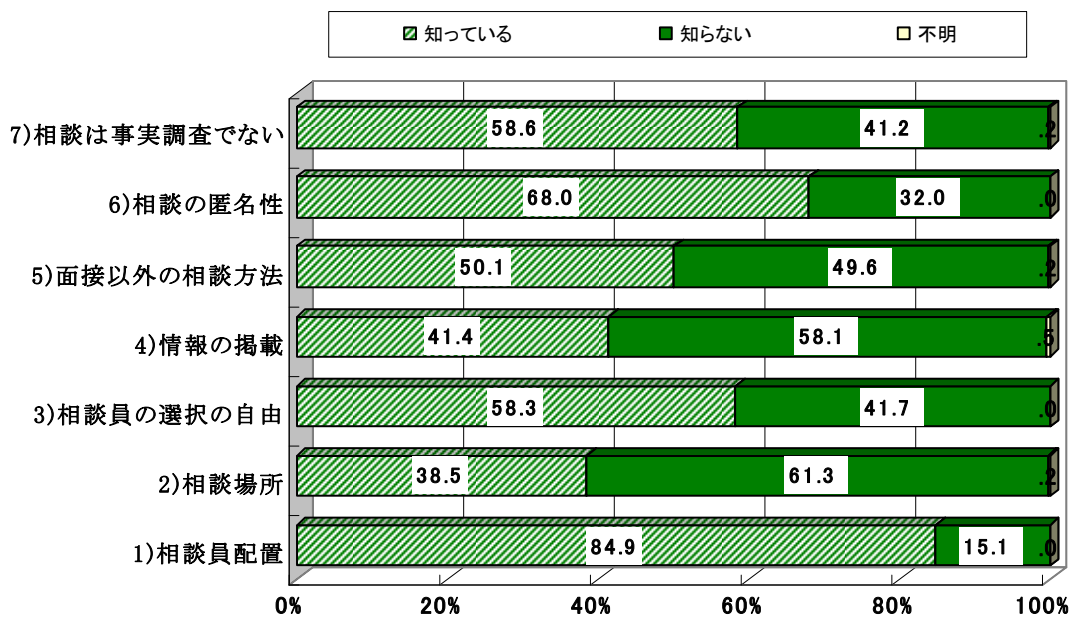
大学HP掲載(Q3)

<解説>

ハラスメント等人権問題委員会の存在を知っている学生は約8割に達した(前年度7割)。しかし、HP掲載の宣言や規程・指針等を全部読んだ者は3.0%(前年度0.7%)、一部読んだ者は33.8%(前年度30.1%)と、前年度より若干上昇したとはいえ、両方の回答をあわせても半数以下である。一方、まったく読んだことのない者は63.3%(前年度69.1%)を占め、過半数を超えている。

Q4

- 1) これはセクハラあるいはアカハラかもしれないとあなたが思ったとき、本学にはそうした悩みに応じる専門の相談員が配置されています。あなたはそうした相談員がいることを知っていましたか
- 2) 相談員がいる場所を知っていましたか(福井キャンパス:学生会館2階の保健管理センター、小浜キャンパス:205 演習室)
- 3) 現在、福井キャンパスではカウンセラー2名、看護師1名、教員2名が相談員を担当し、小浜キャンパスではカウンセラー2名(うち精神科医師1名)が担当しています。所属キャンパスや学部等にかかわらず、どの相談員にも相談を申し込むことができるのを知っていましたか
- 4) 相談員の連絡先や面談が可能な曜日、時間帯等の情報はキャンパス内のポスターや大学のホームページに掲載されています。あなたはそのことを知っていましたか
- 5) 相談は面談だけでなく、電話や手紙、メールでも可能であることを知っていましたか
- 6) 相談員は相談者や相談内容の秘密を守ります。あなたは匿名のままでも相談できることを知っていましたか
- 7) 相談は事実調査の場ではありません。相談者がいちいち疑われることなく、思いのたけを自由に語り自分の辛さをはき出して、気持ちの整理をする場です。また、相談員から問題解決に必要な知識や情報を提供されます。あなたはそのことを知っていましたか



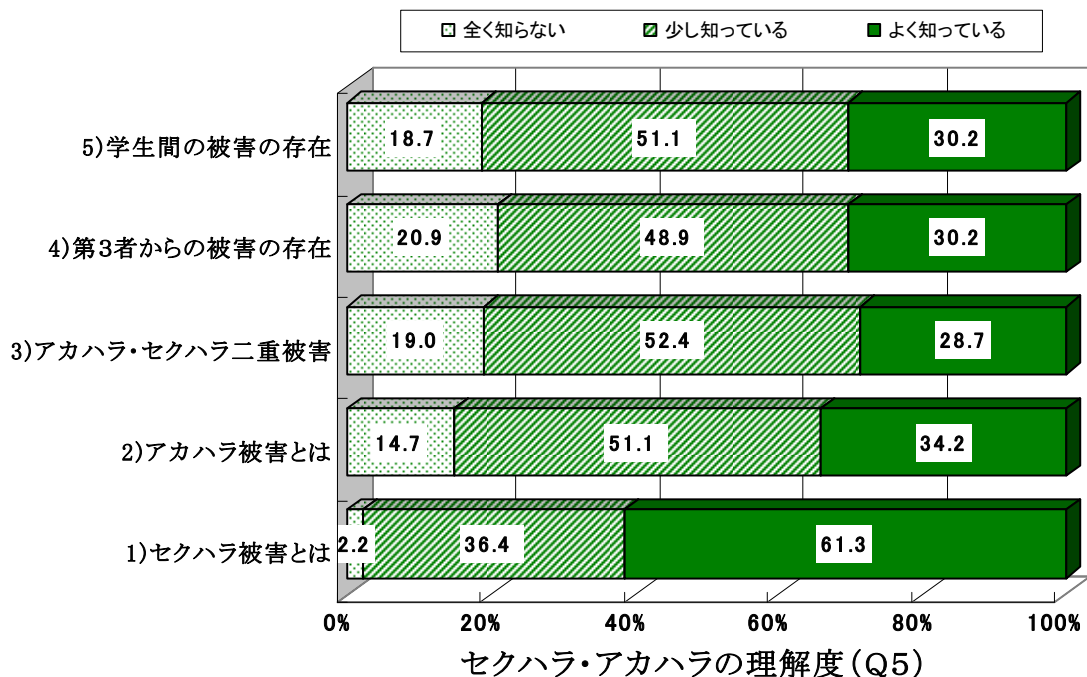
相談機関の利用方法(Q4)

<解説>

ハラスメント問題の相談員がいることを知っていた者は 84.9% (前年度 79.8%)、カウンセラー等の相談員がいる場所を知っていた者は 38.5% (前年度 30.5%) であった。また、学生の所属にかかわらず相談員を選べることを知っていた者は 58.3% を占めたが (前年度 48.5%)、相談員の連絡先や面談可能日等が掲載されているポスターや HP による情報源を知っていた者は 41.1% と半数に満たず、前年と変わっていない。他方、面接以外の相談も可能であることを知っていた者は 50.1% (前年度 36.0%)、匿名で相談できることを知っていた者は 68.0% (前年度 51.8%) であった。さらに、相談は事実調査のとは異なることを認識していた者は 58.6% (前年度 51.5%) を占め、いずれも前年度より上昇した。

Q5 セクハラとアカハラおよびその防止対策についてあなたが理解している範囲でお答え下さい。

- 1) セクハラの被害とは、性的な言葉や行動を押しつけられたために大学生活に苦痛を覚える等の事態のことを言う
- 2) アカハラの被害とは、適切な指導とは言えない相手方の言葉や行動などにより勉学や研究に支障が生じるほどの苦痛を覚える等の事態を言う
- 3) セクハラとアカハラの被害が重なっていることも少なくない
- 4) セクハラやアカハラの問題についてよく理解していないために、第三者がさらに被害者に苦痛(二次被害)を与えてしまう場合がある
- 5) セクハラやアカハラは、地位の上下だけでなく、世間的な立場の強弱や多数派と少数派といった多様な力関係の差を背景としているため、教員と学生・院生の間だけでなく、院生・学生同士や同性同士においても起こり得る



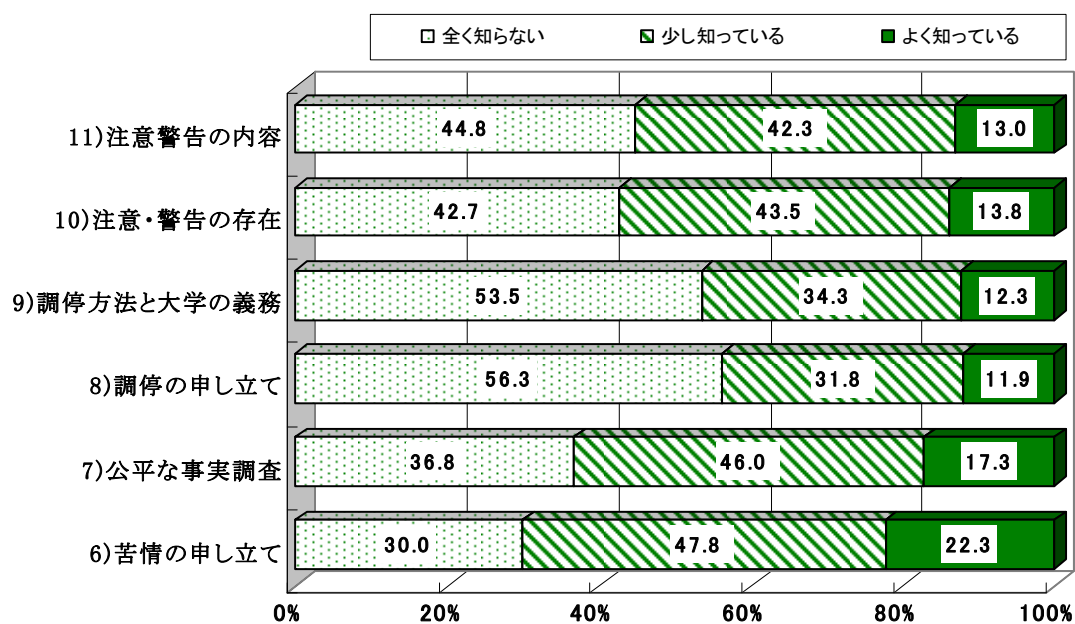
<解説>

セクハラ被害の定義を理解していると回答した者は「よく知っている」と「少し知っている」を合わせて 97.7%に達し、前年度とほぼ同様の結果であった。他方、アカハラ被害の定義については、85.3%（前年度 70.3%）を占め、全く知らなかったと回答した者は 14.7%（前年度 29.7%）と、アカハラの理解が広がってきている傾向があった。

第三者による二次被害の問題については「よく知っている」と「少し知っていた」が合わせて 79.1%（前年度 63.0%）を占め、さらに学生間、同性間でもハラスメントが起こりうることを知っていた者は両回答を合わせて 81.3%（前年度 73.7%）であった。いずれも前年度より認知が進んでいると言える。

Q5 続き

- 6) 相談員との相談の結果、本人が望む場合は、大学に対して救済措置や加害者の懲戒処分を求めること(「苦情の申し出」)ができる
- 7) 「苦情の申し出」があれば、被害を訴えた側・訴えられた側の双方から公平に言い分を聞く事実調査が行われる
- 8) 苦情の申し出以外に、「調停」を大学側に求めることもできる
- 9) 「調停」は話し合いによって解決しようとする方法で、当事者同士が直接に対面するのではなく、当委員会から任命される第三者が間に入って話し合いを進める。その結果、合意ができた場合は、その内容を文書にまとめ、大学側はそれが遵守されるよう努める義務がある
- 10) 苦情の申し出や調停とは別の方法として、相手方に「注意・警告」を行うよう大学側に求めることもできる
- 11) 「注意・警告」とは、相談者から求めを受けた当委員会が適当と判断した場合に、委員長が相手方に対し、「もしこれが事実であるならば重大な問題です」、「もし誤解であったとしても今後は誤解されないように気をつけてください」などと伝えることである



セクハラ・アカハラの被害の対策 (Q5)

<解説>

セクハラ・アカハラ被害の対策として、大学に相談員を通じて「苦情の申し出」をする制度について「よく知っている」・「少し知っている」と回答した者は、合わせて80.1%（前年度60.7%）を占めた。他方、「苦情の申し出」に「事実調査」が伴うことについては、両回答を合わせて63.3%（前年度53.3%）が認識していた。しかし、調停の制度の存在（設問8）とその内容（設問9）について「よく知っている」・「少し知っている」と回答した者の合計は、前者が35.0%（前年度29.5%）、後者が46.6%（前年度43.7%）にとどまった。「注意・警告」の制度の存在（設問10）と内容については、同様にそれぞれ57.3%（前年度45.4%）、55.3%（前年度41.4%）の学生が知っていた。

被害に対する対策については前年度より認知されてきたと言えるが、調停の制度については依然として過半数が「全く知らない」状態にとどまっていることに注意すべきである。

Q6 あなたは、本学のキャンパス内か、本学に関係する場で、セクハラ/アカハラの被害を受けたと感じたことがありますか。

1 ある 2 ない

「ある」と答えた方にお尋ねします。

①回数(複数回答可)

1 何度もある 2 数回ある 3 一回だけ 4 ある程度継続的に続いたことがある

②相手方は(複数回答可)

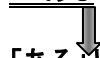
1 教員 2 職員 3 本学の大学院生・学生 4 大学に出入りする業者
5 その他()

③場面は(複数回答可)

1 一対一
2 複数のひとと一しょに被害を受けた
3 複数のひとから同時に被害を受けた

Q7 あなたは、本学のキャンパス内か本学に関係する場でアカハラの被害を受けたと感じたことがありますか。

1 ある 2 ない



「ある」と答えた方にお尋ねします。

①回数(複数回答可)

1 何度もある 2 数回ある 3 一回だけ 4 ある程度継続的に続いたことがある

②相手方は(複数回答可)

1 教員 2 職員 3 本学の院生・学生 4 その他()

③場面は(複数回答可)

1 一対一

2 複数のひとといっしょに被害を受けた

3 複数のひとから同時に被害を受けた

Q8 あなたは、自分以外の方が本学のキャンパス内か、大学に関係する場でセクハラやアカハラの被害を受けたのを目撃したり、そのような被害を打ち明けられたりしたことがありますか。

1)セクハラの被害・・・1ある 2 ない

2)アカハラの被害・・・1ある 2 ない

セクハラ・アカハラ被害を受けたと感じたことがあるか(Q6、Q7)

		セクハラの被害を受けたと感じたことがある	アカハラの被害を受けたと感じたことがある
人数		5	7
性別	女性	3	4
	男性	2	3
回数	何度も	1	2
	数回	3	2
	一回	1	2
	ある程度継続		1
	無回答		
相手方	教員	3	4
	職員		1
	学生	2	2
	業者		
	その他		
状況	一対一	1	2
	他の者と一緒	3	2
	複数から被害	1	3

セクハラ・アカハラ被害を直接見聞したことがあるか(Q8)

		セクハラの被害を見聞したことがある	アカハラの被害を見聞したことがある
人数		7	10
性別	女性	7	5
	男性		5
不明			

<解説>

セクハラ被害を受けたと感じたことがあると回答した者は前年度より2名増加し、アカハラの被害を受けたと感じたことがあると回答した者は1名減少した。また、前年度は、セクハラ被害を受けたと感じた者、アカハラ被害を受けたと感じた者のどちらについても女性のほうが多かったが、今年度は性別による偏りがみられない。

セクハラ被害を受けたと感じた相手方として、教員・学生の両方が挙げられている点は前年度と同様である。これに対し、アカハラ被害を受けたと感じた相手方は前年度より多様化した。すなわち前年度はアカハラ問題の相手方はすべて教員であったが、今年度は教員以外に職員や学生も挙げられているという特徴がある（なお、ここで挙げられている人数は、被害を受けたと感じた者の数であって、相手方の数ではない。たとえば教員からセクハラを受けたと感じた学生が3名いたということであって、セクハラ被害を与えたといわれる教員が3名いたということではない）。

回答者が特定されない範囲で回答内容をさらに分析すると、教員からセクハラ被害を受けたと感じたことがある者は女性2名、男性1名であり、本学の学生・院生からセクハラ被害を受けたと感じたことがある者は女性1名、男性1名であった。

また教員からセクハラ被害を受けたと感じた状況は「1対1」の場面と回答した者が1名、「複数の人といっしょに被害を受けた」と回答した者が2名であった。後者は授業中の教員の言動である可能性がある。

他方、本学の学生・院生からセクハラ被害を受けたと感じたことがある状況は、「複数の人といっしょに被害を受けた」という回答が1名、「複数のひとから同時に被害を受けた」という回答が1名であった。このうち前者の回答者は、場面が「飲み会」であると添え書きし、自由回答欄に「恋愛の話を強制するのはセクハラだ」と書いていた。

また、教員からアカハラ被害を受けたと感じた者は女性3名、男性1名、本学の学生・院生からアカハラ被害を受けたと感じた者は男性1名、女性1名であった。

状況は「1対1」の場面と回答した者が2名、「複数の人といっしょに被害を受けた」と回答した者が2名である。前者は卒論等個人指導の場面であろうか。他方、後者については回答者による説明が添えられてあった。学生指導に関わるある要望を教員に伝えたところ、侮辱的な対応をされたように感じたということである。

職員からアカハラ被害を受けたと感じた状況は「複数のひとから同時に被害を受けた」という回答であった。同じく本学の学生・院生からアカハラ被害を受けたと感じた状況も「複数のひとから同時に被害を受けた」というものであった。この回答者は自由記述欄の「アカハラについて」の箇所に、「いじめ」と記していた。

また、自分以外の者のハラスメント被害を直接見聞したことがある者は、前年度と比べアカハラを見聞した者が3名、セクハラを見聞した者が2名それぞれ増加した。

自由記述欄回答について

○以下は自由記述欄の回答の概要である。昨年度はごくわずかながら、セクハラを中高年男性や若い女性の問題とするステレオタイプな理解も見られたが、今回はそうした記述はまったく見られなかった。全体からうかがわれるのは、本学のハラスメント防止努力に対する信頼の大きさである。本学は今後もこの声に誠実に応えていく必要がある。

Q9 あなたはセクハラやアカハラをどのようにとらえておられますか。ご自由にお書きください。

1) セクハラについて

- ・気持ち悪い。恥ずかしいこと。あってはならないこと。エロいこと。いやらしい行為だと思う。
- ・性的な嫌がらせ。性的な侮辱。性的な言葉や行動の被害を受けること。性的言動、暴行を与える卑劣な犯罪。性的に不快な言動。性的な苦痛。不必要な接触や相手が不快になることを言うこと。
性欲をおさえられない人間的に低レベルな人が起こすもの。
- ・された側の気持ちを考えない卑劣な行為。相手の気持ちを無視した低俗な行為。
- ・身体的。
- ・性的な言動等で精神的に苦痛を受けること。
- ・被害を受けた人はすごく苦痛を受けると思う。心に傷をつけるもの。身体的だけでなく精神的にも深い傷の残るもの。
- ・認知度は高まっている。社会問題。世間的に一般に近年多く報告されるようになった問題。
- ・恋愛の話を強制するのはセクハラだ。
- ・度が過ぎた性的な干渉。
- ・性の違いについて相手が不快に思うことをすること。
- ・被害者が打ち明けてからも慎重に対応しなければならない。
- ・女性が男性から嫌だと思ふ行為を受けること。男性が力を利用して押しつけること。
- ・女性の被害者が多いと思ふので、心のケアを大切にしてほしいと思ひます。
- ・特に女性にとって、ひどくなれば人生を変えてしまう深刻なもの。
- ・年上の人からの性的言動による苦痛。
- ・主に異性に対する嫌がらせ。
- ・加害者はおじさんだけじゃない。
- ・男のひとが女のひとにするということだけではなく逆もある。
- ・どちらも悪いことだと思ふ。するほうもされるほうも。
- ・一方的な被害。
- ・間柄によってセクハラになるかどうかは変わるけれど、お互いよく考えた行動を心がけるべき。
- ・セクハラにまちがわれないうちに配慮している人をたくさん見る。
- ・被害者にとっても加害者にとってもそのあとの人生を苦しまなければならないもの。
- ・相談しにくいことだと思ふ。
- ・性的な言葉や行動を、立場を利用して押しつけられたために苦痛を感じ、学校や職場に行きたくなくなるにつなげてしまうと思ひます。
- ・身近にあるとはあまり考えられない。
- ・最近聞かなくなった。
- ・いつ起こってもおかしくない。実際に起こっているもの。
- ・学生がやっていたとしたら、恥ずかしい行動。
- ・ジェンダーの問題とつながっている。性的な差別をして相手を不快にさせること。

- ・加害者側のモラルの向上や、加害者になりうる人、周囲の人の意識の向上を図るべきである。
- ・学内で起こると怖いので、絶対に防いでほしい。

2) アカハラについて

- ・弱い者いじめ。でも自分も気がつかないうちにしてしまうかも。年上からの暴力。
- ・言葉の暴力。他人を貶める行為。パワハラのようなもの。社会的に上位にある立場を利用して苦痛を与えることは最低である。
- ・不平等な行為。権力の誇示。立場を利用した何らかのいやがらせ。職権の乱用。権力をつかって学生に圧力をかけること。権力を使って自由をうばうこと。立場が上だからといって何をしてもいいと思っている人間なんか消えてしまえと言いたい。
- ・不適切な指導。
- ・単位を盾に…とか。
- ・大人、先生への信頼がうすれる。教員との関係を悪化させるもの。
- ・勉学に障害をきたす苦痛。
- ・学問上の差別をして相手を不快にさせること。
- ・自分や友人が被害に合っているかどうかの判断に迷う。どこまでがアカハラかわからないこともある。
- ・本当に相手が悪いのか、自分が悪いのか、自分だけの判断ではわからなそうなので、相談できる場があるとよいと思う。
- ・よく知らない。まったく知らなかった。今日初めてそういう問題があることを知った。イメージしにくい。この言葉自体あまり耳慣れていないので、びんどこない。あいまいでよくわからない。
- ・セクハラ問題ほどよく理解されていない問題。テレビではとりあげられることが少ないが、深刻な問題だと思う。
- ・セクハラよりもよくおこるもの。
- ・セクハラと似ている。
- ・指導者としてあるまじき言動などをする最悪の行為。そのひとに指導者としての資格はない。
- ・学力について不快な言動をとられること。
- ・能力は人によって様々だから、あってはならないことだと思う。
- ・手助けしてくれる立場の人が、逆に大学の勉強の障害になるという、あってはならないこと。
- ・できるだけ防いでほしい。
- ・防止対策も必要だが、まず教員がアカハラをしないように務めるべき。
- ・ある不正について教員に学生への強い指導を要望したところ、1人の教員から思いがけず侮辱的な言葉がかえってきたので、そこにいた学生はみな非常に不快に感じたことがあった。

<両方について>

- ・ダメ！！絶対！！絶対あってはならないもの。ひどい。よくない。人として最低。社会人として恥ずかしいこと。絶対に許してはいけないこと。人権侵害。
- ・なんとも言えないが、とりあえず、相手の立場になることが大切だと思う。
- ・身近に感じられない。べつにたいして気にならない。
- ・被害者が苦痛を感じる行為。身勝手な行動。相手のことを考えない行動。
- ・どちらも、個人の自由を知らず知らずのうちにうばっている、人としてしてはいけないことだと思います。
- ・どちらも発覚しにくい問題。
- ・感じ方はひとそれぞれなもの。

- ・どちらも怖いこと。
- ・教員から学生にというイメージ。
- ・どちらも周囲からは被害を軽視されがちで場合によっては、加害者も自覚がないかもしれないが、被害者にとっては深刻な問題となることが多い。
- ・人間同士のことなので発生してしまうのは仕様がないうことだと思うが、被害にある人のことを考えるとあつてはならないことだと思う。
- ・快適な生活を送る上で障害となるもの。
- ・日本らしいなあと思います。
- ・非常に深刻な問題だと思う。私自身注意していきたい。
- ・対策がしっかりなされていれば、被害を少なくすることができる。

Q10 福井県立大額のセクハラ・アカハラ防止対策についてご要望、ご意見がありましたら、お書きください。

- ・がんばって。
- ・このアンケートで性別を問うというのはルールに反すると思う。
- ・名前だけで、まだ知られていない学生が多いと思います。より発展的に活動してアピールしたほうが良いと思います。
- ・具体例を取り上げた授業の開講。
- ・大学のなかにそういったことに対応するための委員会が用意されているのはいいことだと思う。
- ・県大ではいろんな対策をとっているのだなあと感じました。
- ・相談所の対応は、細かいところまで学生に気を配っており、とても良いと思います。
- ・今のままの対策を続けてくれれば良いと思う。
- ・これからも引き続き対策を続けていけば良いと思う。
- ・全力投球。
- ・いつもご苦労様です。もし何かあった時は宜しく御願いします。
- ・監視員をおく。
- ・毎年オリエンテーションでセクハラ・アカハラについての話を耳にする機会があるのは良いと思う。
- ・相談員など、整備されていて、とても良いと思う。
- ・防止対策への意識が弱いと思うので、もう少しアピールしてほしい。

今後のハラスメント防止対策について

- 1) 総じて、本学のハラスメント防止対策の内容について「よく知っている」と回答した者の割合と「少し知っている」と回答した者の割合はともに前年より上昇し、その反面として「全く知らない」と回答する者の割合は前年より低下した。
- 2) しかし、ハラスメント相談を受けているカウンセラーが保健管理センター(福井キャンパス)や205演習室(小浜キャンパス)にいること、ポスターやHPに面談可能日や連絡先の情報が掲載されていることを半分近い4割が知らないという状況はおおいに問題がある。
- 3) 調停の制度についても認知度が3・4割にとどまっている点も改善の必要がある。
そこで、これらの課題への対応として、ハラスメント等人権問題委員会としては、本年度に啓発用リーフレットを作成し配布すること等を計画している。
また、セクハラやアカハラの相手方として、教員だけでなく事務職員や学生・院生が挙げられていること、女性だけでなく男性のなかにも被害を感じている者がいる等の事実を軽視すべきではないだろう。男性はセクハラ被害者にならない、職員や学生・院生はアカハラ加害行為の当事者となることはない等という思い込みで行動してはならないということである。今後の啓発・防止活動はこのことも念頭に置いて行われる必要がある。